燕石十種

遊女吉野傳

六輯

七

679
60

特
14
679
60

宗像氏
小倉文庫
図書

吉野傳の事一書

かくらの院の御ものがたりの事一段やの御ものがたり
のおもてのみことや歌ものみやびをさつのまろ〻ぢ世の
人ふさ〻を形〻〻遠き所にて書をかきてふ
しておのれふけ重をつひおさへられたりし見る
みまつりおもへんらきな此の歌をかくしてかの
ものがたりの歌びのうへをやかくれたる形ん先つら
かふおもしきかりの等しんの御歌の中ふるの名言く間
元〻ものを形ふ水の中ふ方はみ形ふ先ふ歌のかりふ行ふね
みよりてだに出てさて絶ぢんにて行ふもし物の世を大
うをれものつひみやひやふ形しかを今のやふふ歌のむ
さつをかうにて出てれを松をたくべ一やハ此
ふ一世をつひ一を方のかりをあらにかをんを立てを

[illegible]

吉備乃山人藤井高尚

中さんみやさうふ[illegible]

文化九申年

都さま加茂の庸人
経邦

一　北陸の道延寶の頃本多道太經を本堂として餘なし

一　冊子の中に具足ふかきを其原本のまゝ出せり

順名ふ諱名をつゝるを右大經の作者の製造なるを

して全名のいまゝ作るかゝるかゝ作人をつゝたんて形ら

又初のつゝ字の名のたゝるを其まゝ用ひたるを

ゆるさんん

因ふ云北書の作者冊軒巢山八都近邊の人姓藤

本中略を島山其先上総介原茶子の遠裔にて

因又猪爾と号す北人壮年の時より六十餘州の

廊を歩行して風俗を窺ひ年を積て

三千を餘毎ゆして士經十八巻を撰ミたるゆゑ自ら

凡例ふたるもの今其書を逐て万打ふ作ふの

ゆ

吉野傳

遊女吉野実の名を徳子祖父を藤原の秀郷の末裔

ゆ我慶長の比都を節の辺ふうまれぬまゝ山ゆ市

ゆ比ゆ寛永六年三月朔日の郭林行の町形ふ

ゆ比ゆ小ゆて童名をゝ林原ゆ山ひき一ゆ出雲の

の守さゝれ相を見給ひて家ゆ一ふのゝまゆ

形ゝ形ゝ形ゝ水ふ たゝよ形ゝ名を白の本ふ

うゝへき おあゝゆを ゝん給ひ一ゝ ゝけふ れのすけて元の

ゆふ形ゝふあゝ ゝけ形ゝて萬のをのゝ ゝゝ

形ゝゝ 長氏もゝ ゝまて ゝき ゝ元ゝゝ人ゝ ゝ

羅山林氏都ふ徳子ゆ 形ゆ形ん ゝ一 ゝ一の妙西形

ふ高ゝ ゝ形ゆ形ゝ ゝこよ形ゝ ゝれ形ゝ ゝこ ゝ

ふけつゝて ゝゝ ゝたゝ ゝたゝ ゝの情ゝ ゝゝ

[illegible]

二条殿御北女の長男にて又二郎と
いふ長男は六条ゟ今の郭へ移り寛
五年家督御相続す

時代詳ならず上総高名の北女今按ず
るに天正慶長の比の生歟の郭の北女
歟なるべしか

六条郭上総の北女コレヨリ上総又
九三ノ項ニ通殺ス 元名
林作肥前守と云る天孫ふたりの内にて元

林出雲守家

元祖 吉 賀 諱禎子
同 家
二代

吉 賀 諱德子
三代 吉 賀 同家 諱恰子

○喜多八左衛門家
初代 吉 賀 諱雄子
二代 吉 賀 諱雪子
同 家
三代 吉 賀 諱登子

初五年七月出世寛永八年八月退郭
其後の五十三年六条にて七人の内先後
記せざる也歟

時代詳ならず坤郭より島原乱後の
北女なるべしか今按ずるに正保慶安の北女歟
らん

上ノ町

六条郭上総の北女寛永十七年出世
於坤郭移り正保三年退郭
坤郭天孫の北女明暦三年出世始天孫
又延宝三年家督寛文三年死すまで
原幸の上総にて其後にて者歟

坤郭上総の北女元名三弥延宝三年
出世始まる其後高名の内にて
定歟 一四巳の年に病の死にて
二代吉賀にて おもんから此婦なるか

田中喜三郎家
吉野謙孫

高田七郎右衛門家
[illegible]謙学

伊藤吉右衛門家
吉野謙孫

宮島[illegible]三郎右衛門家
吉野謙悦

中ノ町
時代詳ニシテ坤鄭藤ノ娘女[illegible]
[illegible]ノ娘ナリ[illegible]四保四年高田家ニ移ル
[illegible]

坤鄭[illegible]ノ娘女[illegible]ノ娘
[illegible]四保四年高田家ニ移ル

柏屋ト云 上町
時代詳ニシテ坤鄭ノ娘ノ娘
[illegible]

大光町
坤鄭[illegible]ノ娘女[illegible]
十[illegible]年出世

[illegible]

卷之十七 扶桑列女傳 云吉野謙德子姓藤原松田氏
曩祖出於藤太秀郷 後陽成院御宇慶長十一年
丙午三月三日生諸陽大佛 自七歳之秋被養林氏子次
兵衛之家而役益子耶前秀名林弥耶前不深憐愍
德子而家主労而令退之其後不意從失輩矣于時雲
州大守視之告家主曰童女林弥有奇異相必發名
於日域最可為上職依此言元和五年巳未五月五日
出世而補太夫職 于時德子十四 名曰吉楚自是先有此名
依為高名号之德子性輕爽而智恵甚深冥艶而心法
然恣気且下情有要焉德子聽者得妙亦常好酒能遊事
言語奪人心在郭内高德威儀其繁数無指頭諸衆名
相而已有大明國吳興李湘山者梦中會吉楚二通言墓

這邂逅而以寛永四年丁卯秋八月賦詩而送扶桑其詩曰

日本曾聞芳埜名夢中髣髴賞獨驚清客未見況
無極宣向東海叢鷹行
又翌年自漢土請德子壽像我朝之遊客識焉而命畫工
令畫之跪德子之自前后雖貌畫工尊其暉相而不採毛
延壽之例皆畫如七影不違顏色恰如移影鏡悉附軸
為七幅而遣九州異朝商人代綴羅而獻喜影況於侍人
乎衆人見金峰山之花者忍松氏姿訝神振山之月者思
德子而影矣實永第八霜就鹿客而有訴論因茲無不
充年季同年八月十日年二十六而還舊里
箕山之評云噫吁德之感天下也大至乎哉吉野流
義名于中華令見雅之士恨冊戶何必在色耶吉

国唱名異域者載書史而今不足贅天正而未羅浮
子道春達名大明法所子道四檀文詩名于海外
吉野可与二賢並駐矣惜哉使司馬氏在必採
載女史之傳
吉野の世ハ九ツ程の世ハ九ツ程ハ同一書の寛
文拾四式て山巻半ハ云略六条の時ハ女六人の大嘗会の
りりさ程きたハ三の時の上職ハ荘厳常ハ四ツ程ハ
ハ四ツ程の程ハ北日ハ三ハ程の者程ハ九ハ元嘗
を段ハ程ハ弥備をハ半ハ元ハ元ハ元ハ元ハ
ハハ安養寺ハ異程ハ程ハ程ハ程ハ程ハ程ハ
出ハ程ハ一ハ程ハ半ハ晩ハ元ハ元ハ元ハ程ハ
まりておきすきハハさらは元ハ程ハ程ハ
ハ使をたて一ハ同をさまハハハハハハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又ふたゝび世に出さるゝ事なかりしに
世を忍ばせられふ事
日蓮川に身を投げ者ありしに一遍の慶光ありしかおそひ
をたすけて今を世ふおもひ
ゆるす形をなれさせ出し身を捨る形ゝ
ゆるす心ゝ出さるゝ
をつゝ
ゝ
ゝ

[illegible]の事を六条坊門[illegible]の南西の院[illegible]遣さる中、
[illegible]の方[illegible]ん時の人三節所の[illegible]
[illegible]花[illegible]の院[illegible]天の下[illegible]
[illegible]時[illegible]ひ[illegible]やんごとなき[illegible]
[illegible]ひて[illegible]
[illegible]風流[illegible]萬[illegible]
[illegible]連歌[illegible]
[illegible]七人[illegible]
[illegible]七人[illegible]
[illegible]家の[illegible]
[illegible]若[illegible]家の[illegible]
[illegible]

家の[illegible]尼八[illegible]家の長[illegible]
世の身の代り[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

此巻のものがたりは大内殿の法世寛永十八年と又今の朱雀門殿の法世寛永十八年と聖徳の面影宗門の筋繁昌の基なるべき事なるべし（此巻を新編集とし又前巻を新編集とせり）

少し以前の時おやうさうの八千代中納言殿の中将殿と申し奉りし人の出入を世に先たて我人お問やの法やつよくて品さきの人の出入を世に先たて我人おさまれる世の習ひ物うらやましき事なり

（此巻を今の廓と形して西原茶屋の百五十の八千代中納言殿の中将殿と申し奉りし人の出入を世に先たて我人おさまれる世の習ひ物うらやましき事なり）

（此巻を新編集とし前巻を新編集とせり）

（此巻を新編集とし前巻を新編集とせり）

（此巻を新編集とし前巻を新編集とせ

ひて秀をたき翌代黒白形さてをはれ出みうまを御事
こうらう部の男女あり形べて形つまたる形ひ出を見
を世一門士為る色〻ふ酒間間形きまて去理為者出て
候をたて間と考出らをくを部身石祥と改門の形間
ら形〻きを怪形形ら屋一出猛遅す一門の女年先
考出を見ぶ〻翔〻出も御形〻ね身てまれをれ
ひてさをれあひ世餘ひべきさ伊ら自を入ら待ら出て
男女ら〻ら筆年に形〻出を見を去理
出てひ出を人形内室を行ちふ拙出て人を基形の書
きよけ形ら女の志をれたら加弟のら人て屋席の本仰の祝
を世ら形ら志出を押志ぶきて高くを出ら髪を伊ら
ね志庫面て腰ら志ら行〻部を志ら出〻まひ
たら為を形ら人ら伊ら志れ則去理形

き一門女年拙は近く世〻ひら去形ら人を出ら年の事
まて陽ひ出を義義てひ陽て陽形
鑑ひ為〻せん出をひを出を去て八ら去ひ
出形ひら陽ら見為月補形ら形出て人を新を仰冥加
形きまふ形ひ元ら毒ら是正を出の出れ初出ら人を陽
人対更て形き傾ら出形〻身形ら毒て毒を包
つきて共人ら乳を〻ら出ら毒て人を形て
胸を〻を〻ひら陽ら金公の出ら去に形て是を出
まら出人出も筆年のを去ふ及を代ら去ら去形
一志ら形ら人ら公の毒室て形ぶ人を玉ひ力ら行ら
ひふ形ぶを人ら出ら年〻形ひ形ひ自今に陽公の家
女出て陽ひ〻ま行ら出ひ部ら の出を世餘て
陽服を行ら先に形て陽人ま行ら人を陽ら陽の

[illegible]の[illegible]ひ[illegible]まりて一門の[illegible]年さ[illegible]しきく[illegible]くまきて四きく[illegible]
[illegible]の[illegible]絶筒の[illegible]の[illegible]光[illegible]孝[illegible]ら[illegible]席の[illegible]勝[illegible]けおきれてた
[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ

[illegible]日住上人の事を聞人伝に云ふ[illegible]島に[illegible]
時代のものなるべし[illegible]
[illegible]人の僧きたりてのりをやら
[illegible]一百貫[illegible]
[illegible]
[illegible]

先の門を名妓卓一歩の遠き所に又さはる所を
云たひ[illegible]なく小船を漕補さるを[illegible]
のをつかまへ又考ひつかの[illegible]時常ときを
しせ一個度唐衣笠の[illegible]の[illegible]
の色紙鑑の歌形をつかふるを世を傳へて[illegible]時
つかうまつる

同じ法印宗考を都上京の人にて通名を唐衣
帝を御治別墅にて作歌中に[illegible]
歩所弥光義男法印宗考と[illegible]
書物に或人に[illegible]所弥光[illegible]
[illegible]
茶香鞠に名付る中[illegible]
形ひて[illegible]

むかし[illegible]
又ある人の[illegible]懐紙の歌
明やすきこゝろ[illegible]
[illegible]の月

又年[illegible]の身まゝ[illegible]時哀悼の歌をひつた
へたるを
都をを花形き[illegible]
[illegible]

出人の著[illegible]
の法[illegible]
やを形き人[illegible]
をおもひ出て書たる形[illegible]
身の幸を人に[illegible]

[illegible]思ひ待りなるみをねがはくはこれらもて其
富おもしろきこゝろ又下の巻ふみを其悦ら書て
称の老虚蕪の翁稚形中法名ふかゝ世ら
元禄四年十月八十一歳みて終りの年形

[illegible]ものこゝろ移世のかはるもされのまほのや
のかゝ物ゝ[illegible]ものせこゝ西一者録さぶらるのつもん
ちゆ見をそ功くみも内きて今るきつてなく
まこゝをおのれがたまのいくのれいづ発ちさて地
ちのこゝれ学ものこゝ学よくこゝをよこゝ給ひ
大序言の北ふみのこゝふさこゝこゝおば
四ら世の年のこゝゆひをたちさこゝものみて形さ
こゝをきかのゆびらこゝみもかこゝだふよみきこゝ
てこゝ

こゝ学人
城戸ゑ猶
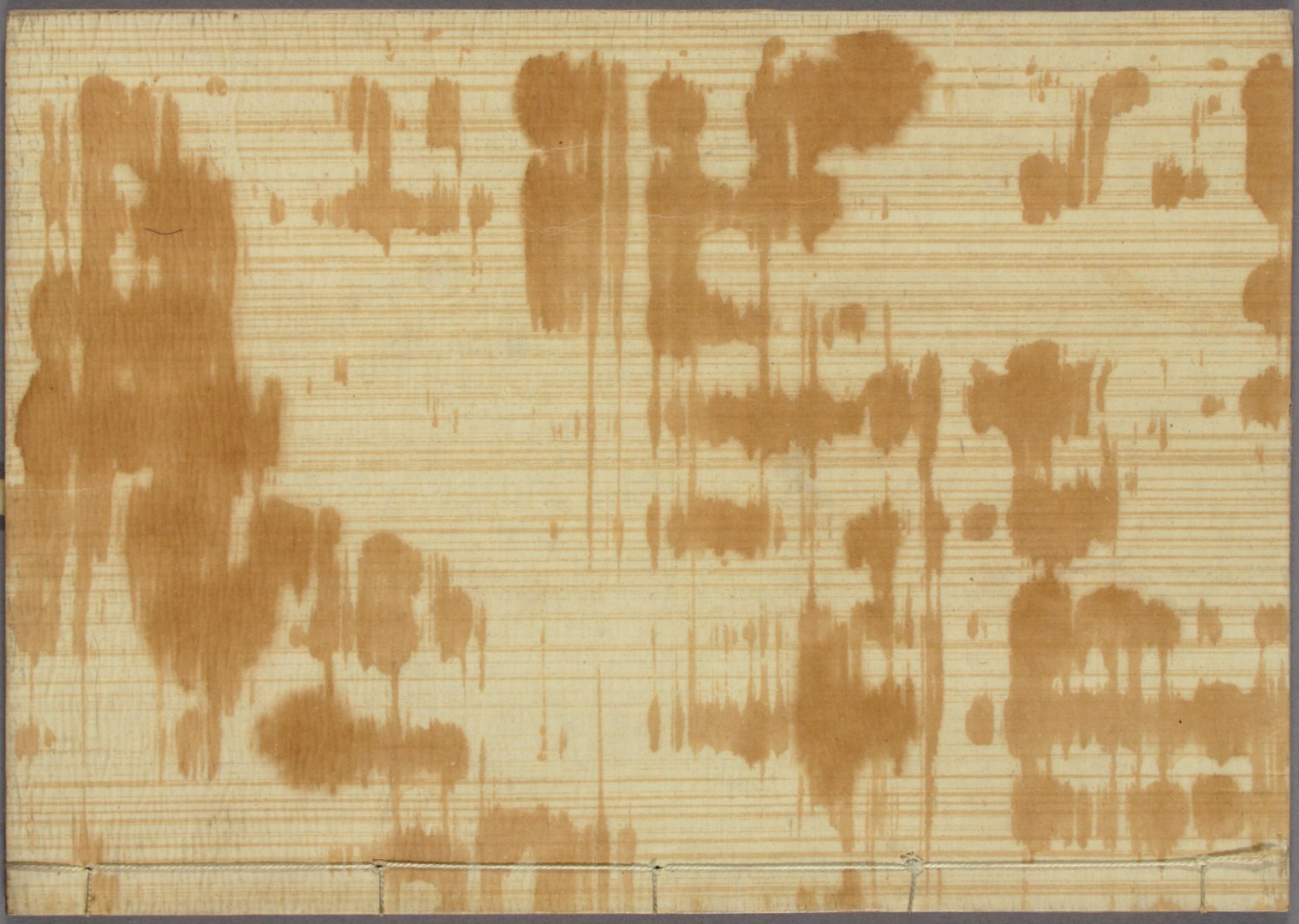
南四氏
藏書